

《目次》

1. 消費者庁「適格消費者団体による差止請求の成果活用等推進業務」

を競争入札により消費者機構日本が受託しました。

2. 「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に関する研究会」

が開催されています。

3. 適格消費者団体のホームページより <6月27日～7月30日更新分>

1. 消費者庁「適格消費者団体による差止請求の成果活用等推進業務」

を競争入札により消費者機構日本が受託しました。

去る6月12日に消費者庁から入札公告された「適格消費者団体による差止請求の成果活用等推進業務」（以下「本事業」という。）の入札が7月8日に行われ、競争入札の結果、当機構がこれを落札しました。

本事業の目的と事業概要は以下のとおりです。

1. 本事業の目的

適格消費者団体が行った差止請求（裁判外含む）によって契約条項等が改善された事例をふまえ、問題となった法令や事例のポイントについて、図、表、イラスト等を用いるなどしてわかりやすい事例集（差止請求事例集）を作成し、普及啓発に使用することにより、以下の目的の達成を図る。

- ①. 実際に消費者との間で問題となった契約条項等が差止請求により改善された事例を事業者
に周知することにより、契約条項の改定など事業者の自主的な取組みを促し、事業者との双
方向のコミュニケーションを図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。
- ②. 各地域の消費生活センターに寄せられる消費者の相談の中には、消費者契約法等に該当す
るケースが多数存在することから、改善事例が消費生活相談において活用されることによ
り、円滑な紛争解決が図られ、消費者利益の擁護が図られる。
- ③. 適格消費者団体の所在地周辺において差止請求事例集等を活用した学習会を開催し、団体
自ら説明することにより、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体の認知度を高めること
につなげ、新たな訴訟制度を含む消費者団体訴訟制度の円滑な運用のための環境整備を図る。

2. 本事業の概要

- (1) 普及啓発検討会の運営支援業務

適格消費者団体に改善事例（130 事例程度）について原稿執筆（一事例 1200 文字相当）を依頼。それをベースに、専門家 2 名、事業者団体 2 名、適格消費者団体の役職員等 11 名で構成する普及啓発検討会を開催し、差止請求事例集を作成する。

差止請求事例集の構成は、①改善事例のうち代表的な 30 件程度の紹介、②改善事例一覧、③収集・分析した改善事例の動向・統計を分析した資料等を基に専門家が法的評価・考察を加えた結果についてまとめた資料、となる。

普及啓発検討会は、8 月上旬（事例集作成方針）、10 月上旬（事例集中間報告）、11 月上旬（事例集最終確認）の 3 回開催する。

(2) 学習会の開催運営業務

上記の差止請求事例集を活用し、適格消費者団体の役職員等を講師として事業者及び消費生活相談員を対象とした学習会（主催：消費者庁）を、来年 1 月～2 月に全国 9 か所（北海道・東北・関東・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州）で開催する。学習会の定員は 100 名程度（関東・近畿は 200 名程度）とする。

学習会の構成は、「差止請求事例集の解説」「質疑応答」を必須とし、開催時間は 2 時間程度とする。なお、発注者の了解を得た上で独自プログラムを加えることは可能となっている。

現在までに上記の普及啓発検討会の委員の選任・委嘱が終了しました。そして、第 1 回検討会を 8 月 8 日（木）に開催することが決定し、それに向けての準備作業を消費者庁消費者制度課の指導を仰ぎながら実施しているところです。

2. 「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に関する研究会」 が開催されています。

現在、経済産業省において「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に関する研究会」が開催されています。

同研究会は、冠婚葬祭互助会（以下「互助会」）との契約に係る解約手数料にどのような費用を含めるべきか、法令の趣旨や他の判例等をふまえて検討を深め、現行法制下での解約手数料の在り方の整理を行い、その上で互助会に係る解約手数料を割賦販売法の中に位置づけるべきという意見について検討するという趣旨のもと開催されています。

同研究会の委員は業界団体、学者、消費者団体等から構成され、当機構からは中野和子常任理事が出席、消費者側の意見を述べています。

これまで、研究会は 2 回（第 1 回：7 月 5 日、第 2 回：7 月 25 日）開かれ、第 1 回研究会の配布資料、議事要旨は既に公表されていますので、詳細は下記 URL からご確認ください。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono_info_service.html

【参考】

- 互助会とは、前払いの分割方式で会員から掛け金を預かり、通常よりも安い価格で葬儀や結婚式の役務の施行又はその取次を行う事業で、割賦販売法上の前払式特定取引業に該当する経済産業大臣の許可事業です。互助会事業者数は平成 25 年 3 月末現在、全国で 290 事業者です。
- 互助会契約は、積立て開始から施行までの期間が長期にわたることから、施行まで至らずに途中で解約される場合があります。その際には多くの互助会事業者が解約手数料（解約までにかかった経費等）を差し引いて積立金を返還しているのが現状です。

- 互助会の業界団体である（一社）全日本冠婚葬祭互助協会はモデル約款を作成しており、実際に多くの互助会事業者がモデル約款に沿った内容の契約約款を作成・使用しています。モデル約款には解約手数料の規定があり、月々の掛け金や消費者が既に支払った回数等によって、手数料額が細かく設定されています。
- 平成 20 年 9 月、適格消費者団体の京都消費者契約ネットワークが、冠婚葬祭互助会事業者である㈱セレマを相手取り、契約約款に定める解約手数料が高額であるとして差止請求訴訟を起こし、㈱セレマは京都地裁、大阪高裁で敗訴しました。大阪高裁判決は、割賦販売法第 6 条（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）の類推適用はないと判断した上で、「訪問販売形式による契約の場合は特定商取引法、それ以外の場合は、消費者契約法の考え方にそれぞれ則って、解約手数料を算定すべき」と判断しました。具体的には、解約手数料に含めることのできる範囲として、月々の掛け金を収受するのに要する金融機関への振替手数料（本件の場合 1 カ月 60 円）等の実費分（74.27 円×初月を除く振込月数）のみが認められ、㈱セレマが主張した会員募集・管理に要する人件費等を含めることは認められませんでした。（現在、京都消費者契約ネットワークは上告受理申立中、㈱セレマも附带上告受理申立中です。）
- その他、適格消費者団体の消費者支援機構福岡が㈱日本セレモニーの契約約款における解約手数料規定の差止請求訴訟中です。

3. 適格消費者団体のホームページより <6 月 27 日～7 月 30 日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	□7月12日 熊谷美容外科に対する「差止請求書兼申入書」において差止を求めた広告上の表記が全て削除されたことが確認されたため、申入れを終了する旨の連絡文を送付しました。詳しくは下記を参照ください。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/130712_01.html
《消費者機構日本》 http://www.coi.gr.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://www.a-c-net.com/	※あいち消費者被害防止ネットワークは6月28日から左記の「消費者被害防止ネットワーク東海」に名称変更しました。 ※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。

<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>□7月11日 ソフトバンクモバイル株式会社に対する解約金条項についての使用差止請求事件高裁判決がありました。請求棄却を認めた不当判決であり、条項受理申し立てを行っています。控訴審判決については下記を参照ください。 http://kccn.jp/tenpupdf/2013/20130711softbank.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□7月24日 富久屋マネジメント(株)、貸衣装営業会社の(株)VeaU Bridal に対してご連絡を送付しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000388</p> <p>□7月24日 住宅金融支援機構に対して申入れ活動の終了のご連絡を送付しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000387</p> <p>□7月29日 インターネット宿泊予約会社のクーコム(株)に対して申入れを送付しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000390</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>□6月27日 株式会社日本セレモニー訴訟第3回期日の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/292</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>□7月5日 学校法人金澤学園（北九州予備校）との訴訟の進行について 2013年6月25日午後4時30分から第6回口頭弁論期日が開催されました。次回期日は2013年8月6日午後4時から口頭弁論期日。 次回の予定は原告の求釈明に2週間程度で回答し、かかる回答を踏まえて原告が準備書面を提出する。</p> <p>□7月5日 (株)セルモに対し互助会会員の中途解約に関する事前請求をしていたところ、6月20日に改定後の「互助会契約約款」と「セルモ契約約款新旧対照表」及び「解約手数料計算根拠書」の資料提供がありました。</p> <p>□7月5日 社団法人 YOKARO に会員に対する損害賠償に関してのお問い合わせを行いました。</p>

(以上)